



山形県公報

平成27年8月11日(火)
第2671号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……1007
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……1008
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……1009
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 広告景観モデル地区の指定……………(同) ……1010
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……1012
- 同……………(同) ……同

### 公 告

- 指定管理者の募集……………(林業振興課) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(警察本部) ……1013

## 告 示

### 山形県告示第670号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年8月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                      | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|----------------------------------|---------|-------------|
| 特定非営利活動法人米沢清友会     | 米沢清友会ヘルパーステーション<br>米沢市金池七丁目6番60号 | 訪問介護    | 平成27. 7. 30 |

### 山形県告示第671号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年8月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                      | サービスの種類  | 指定年月日       |
|----------------------|----------------------------------|----------|-------------|
| 特定非営利活動法人米沢清友会       | 米沢清友会ヘルパーステーション<br>米沢市金池七丁目6番60号 | 介護予防訪問介護 | 平成27. 7. 30 |

## 山形県告示第672号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、成沢土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成27年8月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所         |
|----------|---------|-------------|
| 理 事      | 三 沢 直 己 | 山形市蔵王成沢71番地 |
| 同        | 伊 藤 公 一 | 同 160番地     |
| 同        | 相 馬 清 孝 | 同 115番地     |
| 同        | 荒 井 勲   | 同 57番地の2    |
| 同        | 庄 司 一 男 | 同 42番地      |
| 同        | 鈴 木 繁   | 同 26番地      |
| 同        | 河 田 義 弘 | 同 山田97番地    |
| 同        | 荒 井 光 之 | 同 88番地      |
| 監 事      | 岡 崎 清 一 | 同 成沢45番地    |
| 同        | 山 口 峰 雄 | 同 89番地の1    |

## 山形県告示第673号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、成沢土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成27年8月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所         |
|----------|---------|-------------|
| 理 事      | 三 沢 直 己 | 山形市蔵王成沢71番地 |
| 同        | 伊 藤 公 一 | 同 160番地     |
| 同        | 相 馬 清 孝 | 同 115番地     |
| 同        | 荒 井 勲   | 同 57番地の2    |
| 同        | 庄 司 一 男 | 同 42番地      |
| 同        | 鈴 木 繁   | 同 26番地      |

|    |      |   |        |
|----|------|---|--------|
| 同  | 荒井徳義 | 同 | 山田61番地 |
| 同  | 荒井正喜 | 同 | 70番地   |
| 監事 | 岡崎清一 | 同 | 成沢45番地 |
| 同  | 山口峰雄 | 同 | 89番地の1 |

**山形県告示第674号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成27年8月11日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称  
成沢土地改良区
- 2 事務所の所在地  
山形市蔵王成沢字町浦619番地
- 3 認可年月日  
平成27年7月30日

**山形県告示第675号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、酒田市長職務代理者酒田市副市長 丸山至から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年8月11日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 公共測量を実施する地域  
酒田市大町及び同市四ツ興野
- 2 公共測量を実施する期間  
平成27年7月31日から同年12月18日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第676号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、白鷹町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年8月11日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 公共測量を実施した地域  
白鷹町管内
- 2 公共測量を実施した期間  
平成26年10月23日から平成27年7月17日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（MMSデータ計測）

**山形県告示第677号**

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第17条の2第1項の規定により広告景観モデル地区を次のとおり指定し、広告物美観維持基準及び広告物景観誘導形成基準は、平成27年8月17日から適用する。

平成27年8月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 広告景観モデル地区の名称及び区域

- (1) 名称 黒獅子の郷広告景観モデル地区
- (2) 区域 長井市本町及び栄町の一部の区域

2 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本構想

長井市の中心部に位置する本町・栄町周辺地区は、舟運で栄えた宮地区と小出地区を結ぶ道路の沿線の商店街を中心に形成されており、歴史的建造物が点在する市の顔として重要な役目を担っている。

本町・栄町周辺地区は、市の景観重要地区に指定されており、関係者で構成されたまちづくり協議会による街並みづくりのルールを基本とした景観形成基準に基づき、良好な街並みを形成、保全していく区域である。

これに合わせて、屋外広告物の乱立を防止し、統一感のある街並みを形成、保全していくため、同地区を広告景観モデル地区に指定し、景観重要地区の取組みと連携して周辺環境と調和のとれた広告物の掲出を目指すものである。

そのため、長井市の中心市街地らしい街並みの形成、保全を目指し、広告物の大きさ、高さ、色彩、数等について、規制及び誘導を行い、良好な景観形成を図るものである。

3 良好な景観を形成し、又は風致を維持するための広告物の表示又は掲出物件の設置の方法に関する規制の基準（以下「広告物美観維持基準」という。）及び良好な景観を形成するための広告物の表示又は掲出物件の設置の方法に関する誘導の基準（以下「広告物景観誘導形成基準」という。）

| 種類             |                                  | 広告物美観維持基準                                                                                                                                                                                                   | 広告物景観誘導形成基準                                                                   |
|----------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 建植<br>広告       | 広告板<br>広告塔<br>（これに類する特殊装置広告を含む。） | (1) 表示面積が一面10平方メートル以下であること（数枚で1個の広告となっているものについては、その合計面積とする。）。<br>(2) 地面から上端までの高さが8メートル以下であること。<br>(3) 敷地のうち、都市計画道路3・4・10号桐町成田線との境界線から50センチメートル以内の部分（以下「後退部分」という。）に突出しないこと。                                  | (1) 支柱及び表示面の基調色（最大面積色をいう。以下同じ。）は低彩度の色彩とすること。<br>(2) 地面から上端までの高さが建物の上端を超えないこと。 |
|                | 1 広告板<br>（2に掲げるものを除く。）           | (1) 表示面積が一面10平方メートル以下であること（数枚で1個の広告となっているものについては、その合計面積とする。）。<br>(2) 表示面積の合計が1壁面につき20平方メートル以下であること。<br>(3) 表示面積の合計が当該壁面積の3分の1以下であること。                                                                       | 表示面の基調色は低彩度の色彩とすること。                                                          |
| 壁面<br>利用<br>広告 | 2 広告板<br>（壁面から突出するもの）            | (1) 表示面積が一面10平方メートル以下であること。<br>(2) 後退部分に突出しないこと。<br>(3) 壁面からの出幅が2メートル以下で、道路上に1メートル以上突出しないこと（都市計画道路以外の道では突出可）。<br>(4) 地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。<br>(5) 建物の上端を超えないこと。 | 表示面の基調色は低彩度の色彩とすること。                                                          |

|        |              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                    |
|--------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 屋上利用広告 | 広告板<br>広告塔   | <p>(1) 一面の表示面積が当該建物の壁面のうち面積が最大のものの面積の5分の1以下であること。</p> <p>(2) 表示面積の合計が当該建物の壁面積の合計の5分の1以下であること。</p> <p>(3) 映像が表示される特殊装置広告については、表示面積が一面20平方メートル以下であること（数枚で1個となっているものについては、その合計面積とする。）。</p> <p>(4) 屋上から上端までの高さが20メートル以下で、建物の高さの2分の1以下であること。</p> <p>(5) 建物の端から突出しないこと。</p> | 表示面の基調色は低彩度の色彩とすること。                                                                                                                                                                                               |
|        | 電力柱等利用広告     | 袖看板                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>(1) 大きさは、縦1.3メートル以下、横0.45メートル以下であること。</p> <p>(2) 地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。</p> <p>(3) 信号機から30メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10メートル以上離れていること。</p> <p>(4) 電力柱等1本につき、1個とすること。</p> |
|        | 巻付広告<br>塗装広告 | <p>(1) 長さは1.5メートル以下であること。</p> <p>(2) 地面から広告物の下端までの高さが1.2メートル以上であること。</p> <p>(3) 信号機から30メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10メートル以上離れていること。</p> <p>(4) 電力柱1本につき、巻付広告又は塗装広告のいずれか1個とすること。</p>                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                    |
| 共通のもの  | はり紙<br>はり札等  | <p>(1) 表示面積が1平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 同一場所に同一内容のものを連続して表示しないこと。</p> <p>(3) はり紙については、全面のりづけしないこと。</p>                                                                                                                                                                 | 破損、退色したものは、速やかに除却すること。                                                                                                                                                                                             |
|        | 立看板等         | <p>(1) 表示面積が一面4平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 高さは3.6メートル以下であること。</p> <p>(3) 信号機から30メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10メートル以上離れていること又は安全上視覚的に障害とならないこと。</p> <p>(4) 倒れないように措置されるものであること。</p>                                                                                          | まちの個性を演出するよう、形態や素材等の規格化を図ること。                                                                                                                                                                                      |
|        | 広告幕<br>広告旗   | <p>(1) 幅が1.5メートル以下であること。</p> <p>(2) 道路を横断する広告幕にあつては、次の各号に該当するものであること。</p> <p>イ 地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。</p> <p>ロ 信号機から30メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10メートル以上離れていること又は安全上視覚的に障害とならないこと。</p>                                       | 閉店時には収納すること。                                                                                                                                                                                                       |

|        |                                                                                                                  |  |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| アドバルーン | (1) 気球の直径が3メートル以下であること。<br>(2) 係留場所から気球先端までの垂直距離が50メートル以下であること。<br>(3) 添加する広告物の幅が1.5メートル以下で、かつ、長さが15メートル以下であること。 |  |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

**山形県告示第678号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年8月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
天童市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画下水道事業
  - (2) 名 称 天童公共下水道（最上川流域下水道（山形処理区）天童市流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
昭和61年5月27日から平成33年3月31日まで

**山形県告示第679号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年8月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
天童市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画下水道事業
  - (2) 名 称 天童公共下水道（最上川流域下水道（村山処理区）天童市流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容  
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
平成22年3月2日から平成33年3月31日まで

## 公 告

山形県遊学の森の指定管理者を次のとおり募集する。

平成27年8月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県遊学の森
  - (2) 所在地 最上郡金山町大字有屋地内
- 2 指定の期間  
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
県内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たす

ものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 法人税、法人県民税、法人事業税、自動車税、消費税、地方消費税その他の租税の滞納がないこと。
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

#### 4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成27年9月4日（金）から同月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成27年9月25日（金）午後5時までに(2)に掲げる担当に到達すること。
- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県農林水産部林業振興課林政企画担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2518

#### 5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県遊学の森条例（平成15年3月山形県条例第24号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成27年8月11日（火）から同年9月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページからも入手することができる。
- (3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年8月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等及び特定役務の名称並びに数量  
電子計算機の賃貸借及び保守サービス（汎用電子計算機接続端末装置等） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部警務部情報管理課 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号 023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 平成27年7月14日
- 4 落札者の名称及び所在地  
NECキャピタルソリューション株式会社山形営業所 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 落札金額 3,284,712円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成27年6月2日